

指定認知症対応型共同生活介護

指定予防介護認知症対応型共同生活介護

グループホーム ラルゴ 重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。（高山市指定 第2192700223号）

当事業所は、ご契約者様に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスまたは指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
- 10 サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- | | | | |
|-----------|-----------------|-------|-----------|
| (1) 法人名 | 医療法人 万裕会 | (代表者) | 理事長 佐守 友実 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県高山市新宮町683番地1 | | |
| (3) 電話番号 | 0577-36-6711 | | |
| (4) 設立年月日 | 平成22年11月19日 | | |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

- 令和2年 2月 10日指定 高山市 第2192700223号
- (2) 事業所の目的 認知症の症状があるものの、家庭的な環境のもと共同生活を送る事において、地域住民との交流や、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者様がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

- (3) 事業所の名称 グループホームラルゴ
 (4) 事業所の所在地 岐阜県高山市新宮町700番地45
 (5) 電話番号 0577-57-8787
 (6) 管理者氏名 南下ひなよ
 (7) 運営方針 入居者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、認知症の症状が進行しても地域での暮らしが送れるよう支援します。
 (8) 開設年月日 令和2年 2月 10日
 (9) 登録定員 9名
 (10) 利用対象者 介護保険の過程的要介護、又は要介護度1～5の認定者 及び 介護保険の要支援2の認定を受けている方

(11) 居室等の概要

	備 考
宿泊室	個室 9室
居間・食堂	テイルーム 79.94㎡
台 所	7.7㎡
浴 室	一般浴浴室
消防設備	自動火災報知機、非常通報装置、ガス漏れ探知機、非常用照明、誘導灯、消火器

3. 事業所実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域は 高山市です。

(2) 営業日及び営業時間

営業時間	年中無休 24時間
------	-----------

※ 受付・相談については、月～金（9時～17時）

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置（指定基準遵守）しています。

職員の職種	常 勤	職 務 内 容
管 理 者	1名	事業内容の調整
計画作成担当者	1名	サービスの調整・相談業務
看 護 職 員	1名	健康チェック等の医療業務
介 護 職 員	6名	日常生活の介護・相談業務

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、入居者に対して以下のサービスを提供します。当事業所が提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険給付対象サービス)
- (2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合 (介護保険給付対象外サービス)

(1) 利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、入居者の自己負担は費用全体の1～3割の金額となります。

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します

① 食事

- ・ 食事の配膳、及び必要に応じた食事の介助をします。
- ・ 調理場で利用者が調理することができます。

②入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③排せつ

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するように努めます。

⑤健康チェック

- ・ 血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

★介護保険から給付される利用料金と自己負担額

介護保険から給付される利用料金は ①の包括費用の額と、②の加算額があります。

① すべてを含んだ1日分の費用の額

利用料金は1日の費用です。下記料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

要介護度別	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス料 自己負担	761円	765円	801円	824円	841円	859円
1ヶ月 30日	22,830円	22,950円	24,030円	24,720円	25,230円	25,770円

(1割負担の場合)

- ☆ 月途中からの利用開始、または月途中で利用を終了した場合には、利用開始期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。
- ☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

② 加 算

- ◎ 初期加算 (30単位/日)
- ◎ 夜間支援体制加算Ⅰ (50単位/日)
- ◎ 医療連携体制加算Ⅰ3 (37単位/日)
- ◎ 医療連携体制加算Ⅱ (5単位/日)
- ◎ サービス提供体制加算 (Ⅱ) (18単位/日)
- ◎ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)
- ◎ 入院体制加算1ヵ月246単位6日間のみ
- ◎ 協力医療機関連携加算 (Ⅱ) (40単位)
- ◎ 新興感染等施設療養費 (Ⅰ) 10単位/月
- ◎ 看取り加算
- ◎ 高齢施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) (10単位/月)

この加算は、当事業所が適用を受け、介護保険から加算給付を受ける場合、その加算給付額の10～30%が利用者の自己負担となります

(2) 利用料金が、介護保険の給付対象とならないサービスと費用

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- 食事の提供 (食事代)

入居者に提供する食事に要する費用	朝食300円	昼食500円	夕食550円
	(各々1日あたり)		
- 家賃に要する費用

入居に提供する家賃に要する費用	1月につき48,000円
水道光熱費	13,500円
共益費	5,000円
施設維持管理費	20,000円
(障害・損害保険料、SECOM、保守点検費、定期清掃費、修繕費積立等)	
居室設備使用料	1,500円

*入居申込金は徴収しませんが、退去時に清掃料・破損個所の修繕料がかかります。
- おむつ代 及びパット代 実費
- レクリエーション、クラブ活動 250円/日

入居者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。
材料代等の実費をいただきます。
- おやつ代 150円/日
- 複写物の交付

入居者は、サービスの提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合。
1枚につき10円

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。
 その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

★利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法で翌月末日までにお支払いください。

口座自動振替（不都合がある場合はご相談ください）

【銀行振込みの場合】

高山信用金庫 新宮支店 普通口座 口座番号 0083851
 名義) 医療法人 万裕会 ラルゴ管理 理事長 佐守 友実

6. 苦情の受付

(1) 当事業所における苦情や相談の受け付けは、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）	南下ひなよ
受付時間 電話番号	午前8時～午後5時 0577-57-8787

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

① 公的機関の窓口	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理専用電話 058-275-9826
② 市の窓口	高山市高年介護課 0577-35-3178

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等
開催	おおむね2ヶ月に1回開催
会議録	運営推進会議の内容、要望、助言について記録を作成

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医と連携を基本としつつ、病状の急変に備えて下記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

さもりファミリークリニック	高山市新宮町683番地1	0577-36-6711
高山赤十字病院	高山市天満町3丁目11番地	0577-32-1111
久美愛厚生病院	高山市中切町1番地1	0577-32-1115

